

答 申 書

令和 2 年 1 月

秩父市下水道事業審議会

1 はじめに

本市の公共下水道事業は、生活環境の改善、公衆衛生の向上、公共用水域における水質保全等を目的に、昭和28年に既成市街地を対象に建設事業に着手した。また、昭和43年に中級処理による下水処理場の運転を開始し、昭和55年に現在の高級処理の方式に変更し現在に至っている。その結果、平成30年度末の下水道(面積)整備率は88.8%まで進捗した。

事業着手から約65年以上経過しているため、管路施設においては標準耐用年数である50年を経過した管路が全体の2割弱にあたる37kmに達し、令和20年度には約5割を占める見込みである。管路施設はもとより、今後は処理場やポンプ場も本格的な更新時期を迎えることになり、施設の更新や補修等を計画的かつ効率的に推進していく必要がある。

下水道サービスを持続的かつ安定的に提供していくためには、下水道事業の財政基盤の安定化が最も重要であるため、なお一層の経費節減に取り組み、効率的で健全な事業経営に努めていく必要がある。

本審議会では、人口減少等に伴い、厳しさを増す財政状況などを踏まえ、公共下水道事業の経営を持続可能で安定的に維持していくため、「公共下水道事業における使用料金の適正化」について、市長より諮問を受けた。

そこで、本審議会において慎重に審議を重ね、次のとおり結論を得たので、ここに答申するものである。

2 下水道使用料改定について

(1) 下水道使用料のあり方

本市の下水道使用料は、平成9年に改定して以来、22年が経過している。

現在の下水道使用料単価は103円/㎡であり、国が要請する全国平均単価の150円/㎡を大きく下回っていることから、改善が求められている。

公営企業である下水道事業においては、事業に伴う収入によって経費を賄う独立採算性の原則が適用される。これまで、市は経費節減に取り組んできたが、現在の下水道使用料体系では汚水処理に係る経費を賄うことができず、市税を財源とする一般会計からの多額の補助を受けることによって、下水道経営が維持されている状況である。受益者負担の原則に基づかない使用料収入の不足分を補てんするための一般会計からの補助（以下、「基準外繰入金」という。）は、平成30年度においては約1億7千万円であり、毎年、同程度の基準外繰入金を受け入れてきた。

このように下水道事業の恩恵を受けていない市民からの税金が投入されることによる税負担の不均衡が問題となっており、市税に依存しないための財源確保が最大の課題である。

下水道区域を整備拡張する時代は、新規利用者の増加など財源の増収があったが、近年では、人口減少や節水志向の高まりにより下水道使用料収入が減少している。

加えて、今後は下水道施設の老朽化による維持・更新費用の増加も見込まれ、下水道事業の経営環境は厳しさを増すとともに、少子高齢化の進行や新たな行政課題への対応などにより、市の財政状況は更に厳しくなることが懸念されることから、これまでのように、基準外繰入金を受けられる確証はない。

このような状況を鑑み、将来にわたり、安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供し、事業の円滑な運営を維持してくためには、下水道使用料の改定は必要であると考えます。

受益者負担の原則に従い、汚水処理費に係る経費回収率を平成 31 年度末現在の 68.9%から 100%に引上げ、下水道使用料単価を国が要請する 150 円／ m^3 にするためには、約 60%の下水道使用料単価の引上げが必要ということである。しかし、下水道使用料改定に際しては、市民生活に与える影響や地元経済を支える大口使用者への影響などを考慮することは必要であり、過度な負担を強いる改定とならないよう十分に配慮すべきであると考えます。

(2) 改定時期

令和 2 年 7 月施行

令和 2 年 3 月定例市議会で議決を得た後、使用者への周知期間等を考慮し、令和 2 年 7 月に下水道使用料改定を行うことが適当である。

(3) 算定期間

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間

下水道使用料算定期間は、一般的に 3 年から 5 年程度に設定することが適当であるとされていること、平成 9 年までは概ね 5 年ごとに改定されていたこと、下水道使用料は市民生活に密着した公共料金であり、予測の確実性を保持する必要があることから、5 年間とすることが適当である。

また、今後の下水道使用料の見直しについても、概ね 5 年度ごとに行うことが適当である。

(4) 平均改定率

29%

市の財政状況については、国からの合併特例措置が令和2年度で終了することによる影響が大きいことから、今後も厳しい財政運営が強いられ、従前のような多額の基準外繰入金は望めない。

今回の改定では、基準外繰入金の抑制を図るため、下水道使用料算定期間（令和2年度～令和6年度）内において、収入増加策及び支出削減策等の経営努力目標を反映させた財政収支計画に基づき算出される基準外繰入金1億8,400万円（5年平均）をすべて解消するためには58%の改定が必要となるが、これを一度に解消するのではなく、第1段階として半減することを目標とし、平均改定率を29%とする。

令和7年度から令和11年度を下水道使用料算定期間として行うこととなる次回下水道使用料の見直し時において基準外繰入金の解消に努める必要があるが、市は、更なる経費削減を図るなど下水道事業経営の合理化を図り、今回の平均改定率より低い水準となるべく、引続き最善の経営努力を行うことを要望する。

(5) 使用料体系の見直し

下水道使用料体系のうち種類区分及び排水量区分については、昭和63年までに改定された内容がその後改正されることなく現在に至っており、住民に十分に浸透していることを踏まえて現行どおりとし、排水量ごとに定めている下水道使用料単価については、改正の都度見直されていることを踏まえて改正することが適当である。

また、排水量区分のうち10 m³/月以下の排水量については、排水量の多寡に関わらず固定的に発生する経費を賄うため、引続き基本使用料とすることが適当である。

下水道使用料単価については、大量排水は一般の生活排水に比べて下水道使用料経費が増大する傾向にあることなどから、排水量の増加に応じて下水道使用料単価が高くなる累進逓増制を維持することが適当である。

なお、地元経済を支える大口使用者の厳しい経営状況を鑑み、逓増率の緩和について、今後、検討する必要があると考える。

(6) 公衆浴場用の使用料

公衆浴場は、保健衛生上必要なものとして利用される施設であり、県内一律の入浴料金の統制を受けることを考慮して、公衆浴場用の使用料については改定を行わないことが適切である。

*料金表 <現行と改定案の比較表>

1 か月（税抜き）

種類	排 水 量	使 用 料				
			現行	改正案	改定額	改定率
一般用	10m3 以下		700 円	905 円	205 円	29%
	10m3 を超え 20m3	1m3 につき	80 円	105 円	25 円	31%
	20m3 を超え 30m3	1m3 につき	90 円	115 円	25 円	28%
	30m3 を超え 50m3	1m3 につき	105 円	135 円	30 円	29%
	50m3 を超え 100m3	1m3 につき	120 円	155 円	35 円	29%
	100m3 を超え 200m3	1m3 につき	140 円	180 円	40 円	29%
	200m3 を超え 500m3	1m3 につき	150 円	195 円	45 円	30%
	500m3 を超	1m3 につき	160 円	205 円	45 円	28%
公 衆 浴場用	300m3 以下		6,500 円	6,500 円	0 円	0%
	300m3 を超	1m3 につき	40 円	40 円	0 円	0%

*水量別使用料 <現行と改定案の比較表>

1 か月（税抜き）

汚水排水量	現行	改正案	改定額	改定率
0 から 10m3	700 円	905 円	205 円	29%
20m3	1,500 円	1,955 円	455 円	30%
30m3	2,400 円	3,105 円	705 円	29%
50m3	4,500 円	5,805 円	1,305 円	29%
100m3	10,500 円	13,555 円	3,055 円	29%
200m3	24,500 円	31,555 円	7,055 円	29%
500m3	69,500 円	90,055 円	20,555 円	30%
1,000m3	149,500 円	192,555 円	43,055 円	29%

3 付帯意見

- (1) 下水道使用料改定は、使用者の生活等への影響が大きく負担増を伴うものであることから、市は可能な限り下水道使用料改定率の低減化を図り、住民及び事業者の負担を軽減する必要がある。

令和2年度に策定を予定している経営戦略において経営方針が示されるということであるが、将来の下水道使用料改定率を低減していくために、市は更なる経営の合理化による事業費の縮減及び下水道使用料改定以外の収入財源の確保に一層努め、引続き経営努力を行うことを切望する。

- (2) 下水道事業を円滑に推進するためには、住民と情報を共有し相互理解を図ることが重要である。特に下水道使用料改定は市民生活や事業所経営に及ぼす影響が大きいため、使用者に改定の趣旨や内容等について理解していただくため、情報を公開し周知に努めることが必要である。

本審議会の会議録及び答申書等の文書に関する情報公開については、個人情報に配慮したうえで、使用者が必要な情報を入手できるよう効果的な情報公開に努められたい。

4 結び

本審議会では、公共下水道事業を持続的かつ安定的に運営していくため、経営基盤をどう強化していくべきかについて慎重な審議を重ね、下水道使用料の適正化についての基本的な方向性を示した。

下水道事業は、市民生活の衛生環境の向上と公共用水域の水質保全になくてはならない重要な都市基盤であることは言うまでもない。

本市の公共下水道事業が、住民及び事業者の理解と協力を得ながら公営企業として不断の経営努力を行い、適正な事業運営を図られるよう強く要望するとともに、将来にわたり安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供し、その責務を果たすことを期待するものである。

秩父市下水道事業審議会 委員名簿

(令和元年 9 月 2 日～令和 3 年 9 月 1 日)

[敬称略]

区分	氏名	役職名	備考
知識経験者 (第 1 号委員)	ながたに みつまさ 永谷 充正	日本下水道事業団 東日本設計センター調査役(経営支援)	会長
	きむら けんいち 木村 健一	関東信越税理士会 秩父支部顧問	副会長
公共団体代表者 (第 2 号委員)	いわた けいいち 岩田 恵一	秩父広域管工事業協同組合理事長	
	すね や たかひこ 強谷 隆彦	秩父商工会議所工業部会部会長	
	たしろ かつぞう 田代 勝三	秩父市町会長協議会副会長	
	こばやし かずお 小林 和夫	秩父市商店連盟連合会副会長	
	まえの ようこ 前堅 陽子	秩父市くらしの会書記	
市民公募者 (第 3 号委員)	よこた しげき 横田 茂樹		
	かんばやし まさえ 神林 昌江		

審議経過

区分	日時・場所	審議事項
第1回	令和元年9月2日（月） 午後3時～ 秩父市役所3階庁議室	・諮問「公共下水道事業における使用料金の適正化について」 ・秩父市下水道事業の現状と課題について ・下水道使用料改定の考え方について
第2回	令和元年9月27日（金） 午後1時30分～ 秩父市役所歴史文化伝承館 5階第1会議室	・下水道事業及び使用料改定について
第3回	令和元年10月17日（木） 午後1時30分～ 秩父市役所歴史文化伝承館 5階第1会議室	・審議会の使用料改定の考え方・方針等について
第4回	令和元年12月18日（水） 午後1時30分～ 秩父市役所歴史文化伝承館 5階第1会議室	・住民説明会、パブリックコメントの結果検証 ・答申書（素案）の検討・作成
第5回	令和2年1月10日（金） 午前10時30分～ 秩父市役所歴史文化伝承館 5階第1会議室	・答申書（案）の最終決定 ・答申【市長公室 11:00～】